

令和 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部

事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ（通知）

(文案の例示)

事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公開することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても（関税評価に関する法令/減免税）の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、令和 年 月 日に受理しました照会内容（登録番号 ）は、下記の理由から、事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなりましたので、お知らせします。

記

(理由)